

愛西市告示第 88 号

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことを事由とする愛西市国民健康保険税の減免に関する取扱要綱の一部を改正する要綱を別紙のとおり定める。

令和 4 年 5 月 10 日

愛西市長 日 永 貴 章

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことを事由とする愛西市国民健康保険税の減免に関する取扱要綱の一部を改正する要綱について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことを事由とする愛西市国民健康保険税の減免に関する取扱要綱（令和2年愛西市告示第168号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「令和3年度分」を「令和4年度分」に、「令和4年」を「令和5年」に改める。

附 則

（施行期日）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことを事由とする愛西市国民健康保険税の減免に関する取扱要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことを事由とする保険税の減免に関する取扱要綱の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p>(減免額)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 減免の対象となる保険税は、令和元年度分から<u>令和4年度分</u>の保険税であって、令和2年2月1日から<u>令和5年3月31日</u>までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されているものとする。</p> <p>なお、資格取得日から14日以内に加入手続きが行われなかったため、令和2年1月分以前の保険税の納期限が令和2年2月1日以降に設定されている場合については、令和2年2月分以降の保険税とする。</p> <p>3 略</p>	<p>(減免額)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 減免の対象となる保険税は、令和元年度分から<u>令和3年度分</u>の保険税であって、令和2年2月1日から<u>令和4年3月31日</u>までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されているものとする。</p> <p>なお、資格取得日から14日以内に加入手続きが行われなかったため、令和2年1月分以前の保険税の納期限が令和2年2月1日以降に設定されている場合については、令和2年2月分以降の保険税とする。</p> <p>3 略</p>